

諮問日：平成31年4月10日（平成31年度（最情）諮問第2号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第50号）

件名：特定の司法修習生の逮捕に関する文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生が逮捕された際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）が本当に不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出に係る文書は、特定の司法修習生が逮捕された際に作成し、又は取得した文書であるところ、本件対象文書に記載されている情報は、全てが一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に相当する個人識別情報であり、また、標題等を含む文書全体について、公にすると、今後、関係者等の協力を得られず正確な事実関係の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（同条6号ニ）。

なお、逮捕された司法修習生の氏名等は既に報道されているが、最高裁判所

がこれらを公表した事実及び今後公表する予定もないことから、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

したがって、本件対象文書は、標題等を含め、全体として同条1号及び6号ニに定める不開示情報に相当する情報として、これを不開示としたものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年8月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書には、特定の司法修習生が逮捕された事件について、当該修習生の氏名や上記事件に関する事実関係等が記載されていることが認められる。これらの情報は、全てが一体として法5条1号に規定する個人識別情報であると認められ、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。また、本件対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題等を含む本件対象文書全体について、これを公にすると、今後、関係者等の協力を得られず正確な事実関係の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件対象文書は、標題等を含め、全体として同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人